

鳥取県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人のんびり小町	在宅援助ホームなでしこ	鳥取市用瀬町別府84-1	平成24年10月16日	平成24年10月31日	通所介護